TOPICS トピックス 1　市民会館跡地エリア活用基本計画を策定

市民会館跡地を含む周辺エリアの活用について、昨年12月にコンセプトや導入機能・施設構成のイメージを具体化した、基本計画を策定しました。同計画は、利用者等へのヒアリング・アンケート・市民ワークショップや広場の社会実験等さまざまな形を通じ、対話や参加を得ながら、施設機能、ゾーニング、管理運営や事業の進め方を検討し、まとめたものです。市ホームページに掲載しているほか、情報ルーム等でも閲覧できます。問市民会館跡地活用推進課☎655・2757

スケジュール

2017年度 …… 基本構想策定
2018年度 …… 基本計画策定
2019年度 …… 事業者募集・提案・選定
2020年度 …… 設計 ┐
2021～22年度 … 工事 ├ 新施設・広場整備（エリアA・B）
2023年度 …… 完成 ┘

対象敷地

新施設は、中央公園南グラウンド南側緑地（エリアA）に建設し、施設前面の現南グラウンド北側（エリアB）は芝生等の広場として活用します。また、人工台地（エリアC）、市民会館跡地と福祉文化会館（エリアD）は、建物を解体後、公園として活用します（福祉文化会館は新施設開館後解体予定）。

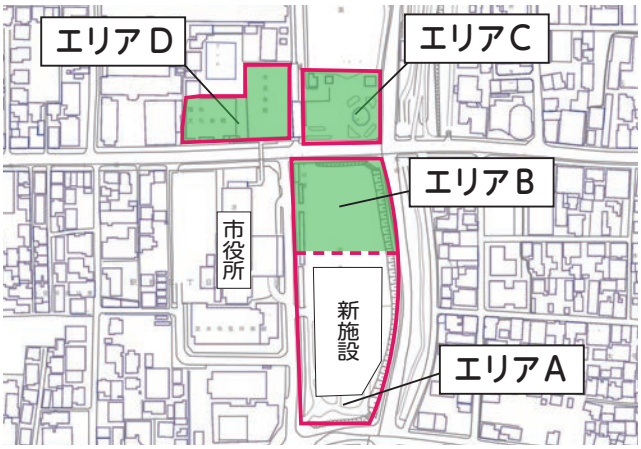

ゾーニングイメージ

多様なジャンルの公演に対応できる音響性能を確保した1,200席程度の大ホール、200～250席の多目的ホール、子育て支援機能（いばらき版ネウボラ）、カフェ等を設け、図書館・プラネタリウム・市民活動センターを移転した市民の交流の場所

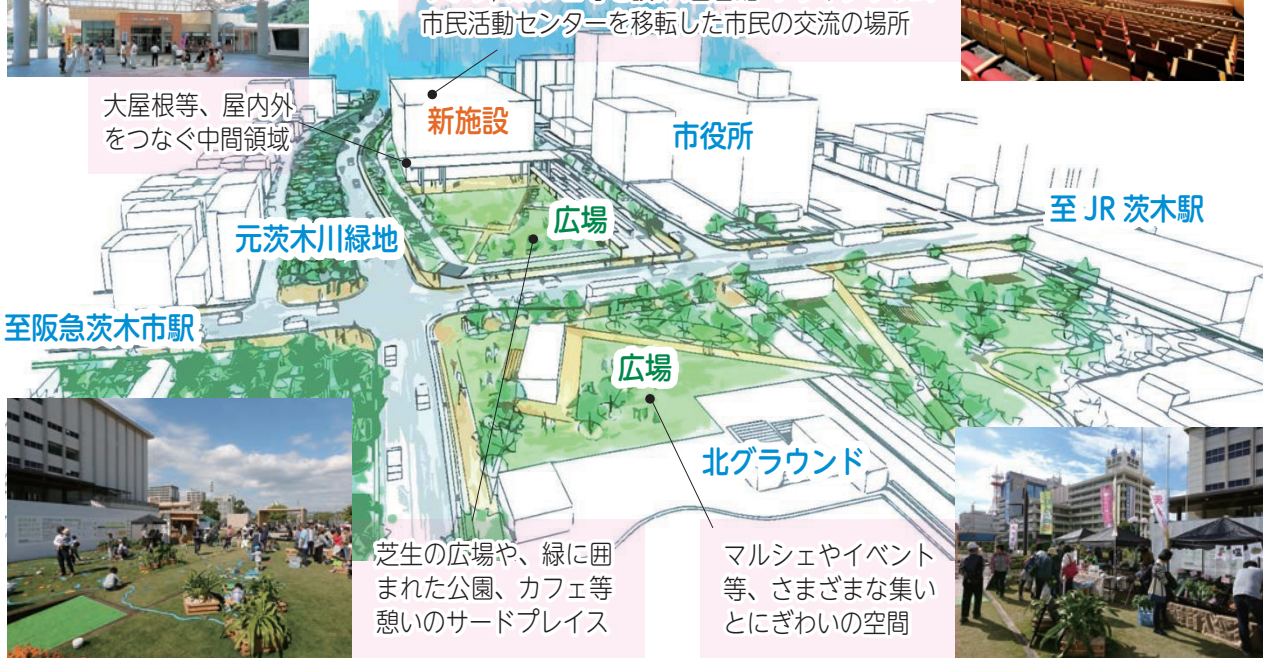

芝生の広場や、緑に囲まれた公園、カフェ等憩いのサードプレイス

マルシェやイベント等、さまざまな集いとにぎわいの空間

※施設の配置やゾーニングを写真とイラストでイメージ図として示しています。最終的なデザインや配置等は、事業者からの提案や具体的な設計等を踏まえ検討していきます。

TOPICS トピックス 2 行政機構の一部を改正

問政策企画課☎620・1605

各種行政課題に的確に対応するため、4月から下表のとおり行政機構の一部を改正します。

行政機構新旧対照表

赤字は名称変更等

3月31日まで		4月1日から	
産業環境部	資源循環課（計画係、推進係、施設整備係）	資源循環課（計画係、推進係、**連携調整係**）	産業環境部
都市整備部	北部整備推進課（彩都グループ、ダム・新名神グループ、地域づくりグループ）	北部整備推進課（彩都グループ、**ダムグループ**、地域づくりグループ）	都市整備部
建設部	下水道総務課（総務係、経理係、計画係）	下水道総務課（総務係、経理係）	建設部
	下水道施設課（管理係、工務係、水路係）	下水道施設課（管理係、**計画係**、工務係、水路係）	

TOPICS トピックス 3 被災者支援制度の一部を延長します

昨年の大阪北部地震と台風21号での被害に対する被災者支援制度の、住まいに関する支援金等の受付期間を延長します（下表参照）。詳細は各受付窓口にお問い合わせください。

No.	支援制度名	対象者	内容	申請期限	受付窓口・問合先
1	市営住宅の提供【り災証明書要】	自宅での居住が困難で、全壊・大規模半壊・半壊、または一部損壊のうち月額所得が158,000円以下の、高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれかに該当する人（全壊・大規模半壊・半壊が優先）	6か月更新で、原則として最大1年間入居できます（半壊以上で市営住宅に入居した場合は最大2年間）。家賃・共益費は免除。	4月26日	建築課 ☎620・1653 FAX625・3181
2	被災住宅の応急修理【地震のみ】	次の全てに該当する人、①全壊・大規模半壊・半壊でり災証明を受けている、②応急仮設住宅を利用しない、③自ら修理する資力がない	日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、応急的に修理します。		
3	住宅改修支援金	30万円以上の改修・復旧費用を要した人（来年3月13日までに工事予定の人含む）、世帯の総所得金額が430万円未満	改修等費用の2分の1を補助（上限10万円、非課税・障害者・ひとり親世帯は20万円）	6月28日（※）	居住政策課 ☎655・2755 FAX620・1730
4	転居費用支援金【り災証明書要】	被災により市内転居が必要になった人、世帯の総所得金額が430万円未満	引越し費用の2分の1を補助（上限3万円、非課税・障害者・ひとり親世帯は5万円）	来年3月31日	
5	ブロック塀等撤去補助金	道路や公園に面した高さが80cm以上のブロック塀等で、市の点検表により傾き等が不適合な状態にあるものの所有者	上限20万円、通学路＝上限30万円	来年1月31日（※）	建設管理課 ☎620・1650 FAX625・3181

※来年3月31日までに実績報告が必要

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

TOPICS トピックス 4　生垣緑化・壁面緑化・高木緑化を助成

緑あふれる魅力あるまちづくりの推進のため、市民・事業所が道路に面した民有地で新たに生垣設置、壁面緑化、高木の植栽、それに伴うブロック塀等の撤去を行う場合に要する費用を一部補助しています。

内【生垣緑化】道路（幅員 2m 以上）に面して、生垣を設置（道路にはみ出した生垣の改良含む）、【壁面緑化】市街化区域内の道路（幅員 4m 以上）に面する敷地で、道路から見えるブロック塀等や建築物・擁壁の壁面等をツタ類等で緑化、【高木緑化】道路（幅員 2m 以上）と敷地の境界から 1 m以内に高木（高さ 3 m以上）を植栽、備ブロック塀等撤去補助金（11 ページ参照）によるブロック塀撤去後の緑化も対象（本助成によるブロック塀等の撤去費用除く）、工事着工前に要申請、要件・補助額等詳細は市ホームページ参照（右図読み取り）、またはお問い合わせください。問農とみどり推進課☎ 620・1622

TOPICS トピックス 5　JR 総持寺駅アートプロジェクト SOU の展示作品を入れ替え

3 月 31 日から、JR 総持寺駅構内自由通路の壁面のアート作品を入れ替え、岡本 啓さん、橋本良平さん、長谷川一郎さん、ミヤザキさんの 4 作品を 9 月末まで展示します。詳細は SOU ホームページ（https://www.sou-art.com/）をご覧ください。問文化振興課☎ 620・1810

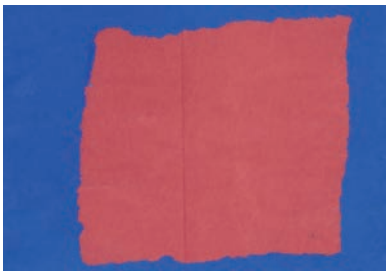

橋本良平さんの作品

TOPICS トピックス 6　聴覚・発語障害者向け、外国人向け 119 番通報サービスを開始

問警備課☎ 622・6955、✉keibi@city.ibaraki.lg.jp

聴覚や発語に障害のある人のための Net119 緊急通報サービス

4 月 1 日から、緊急通報を行う補助的な通報手段として、スマートフォンや携帯電話から、文字や画像（映像）により消防に緊急通報（消防車や救急車の要請）ができます。事前の登録が必要です（下記参照）。

利用登録

対市内在住・在学・在勤で聴覚や発語の障害等で音声通話による 119 番通報が困難な人、備スマートフォンの場合は、事前に「119 番映像通報アプリ」をインストールしてください。詳細は市ホームページ参照（右図読み取り）、申スマートフォンまたは携帯電話を持参し、申請書（市ホームページからダウンロード）を直接、同課窓口

119 番通報時の外国語通訳 119 Call's interpretation service

4月 1 日から、日本語での会話が困難な外国人居住者・観光客・留学生等が火災または病気・けがのため消防車や救急車を呼ぶ場合に、通訳センターを介した英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の通訳を開始します。なお、利用は市内からの 119 番通報に限ります。詳細は市ホームページ（右図読み取り）をご覧ください。

中文　English　Español
한글　Português

福祉・人権

地域包括支援センター運営協議会の傍聴を

時4月24日㈬、午後2時から、所市役所南館8階中会議室、定先着10人（当日空きがあれば傍聴可）、申電話またはファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、相談支援課☎655・2758、FAX622・0655

地域の相談窓口案内冊子を作成

相談窓口を地域別にまとめた一覧冊子を作成しました。相談支援課・長寿介護課・障害福祉課・地域福祉課・保健医療課、各地域包括支援センター・障害者相談支援センター・いきいきネット相談支援センター（CSW）等で配付しています（市ホームページからダウンロード可）。問相談支援課☎655・2758

コミュニティデイハウスのご利用を

4月から、なごみの里和楽（西田中町）☎623・2612、ハーモニー（西駅前町）☎631・1414、しょう安（安威一丁目）☎643・2380がコミュニティデイハウスに移行し、同ハウスは全14か所になります。

対①65歳以上の人（要介護認定者除く）、②事業対象者、要支援1・2の人、内健康チェック、介護予防の運動、趣味活動、食事等、¥利用料、その他実費要、備②ケアプラン作成等の手続きが必要、問長寿介護課☎620・1637

ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業のご利用を

在宅で生活する、要介護1以上のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯に、介護保険制度対象外の簡単な作業等のサービスを提供します。

内ごみ出し、窓ガラスの清掃、電球取替え等、1回30分以内、月2回まで、¥1回250円（市民税非課税または生活保護受給者は1回150円）、申長寿介護課☎620・1637

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

対次のA～Cいずれかに該当する人、A次の全てに該当し、市が認定した人、①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額）以下、③世帯の預（貯）金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下、④日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤医療保険の扶養家族ではない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、B生活保護受給者、C「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、¥A利用者負担額（10％相当分）、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25％（老齢福祉年金受給者は50％）、BC個室居住費または滞在費全額、問利用先の社会福祉法人または長寿介護課☎620・1639

介護保険料の納入通知書等を発送

介護保険料を年金から天引きしていない65歳以上の人に、4月上旬に介護保険料納入通知書等を発送します。納付書払いの人には納付書、口座振替の人には納入通知書、4月に特別徴収（年金からの天引き）を開始する人には特別徴収開始のお知らせを送付します。4月中旬を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。問長寿介護課☎620・1639

高齢者訪問理美容サービス事業のご利用を

対在宅で生活する外出困難な要介護3～5の65歳以上の高齢者、内府理容生活衛生同業組合、府美容生活衛生同業組合の茨木支部加入店の訪問理美容出張費を助成するチケット、¥1枚につき出張費上限1,000円（施術料は実費）、備年度の上限枚数は、申請が4月～6月＝4枚、7月～9月＝3枚、10月～12月＝2枚、来年1月～3月＝1枚、申長寿介護課☎620・1637

いきいきネット相談支援センター（CSW）の相談窓口を一部変更

広報いばらき3月号9ページの「地域の相談窓口を整備」の記事内の、太田・西河原小学校区を担当する窓口が「春風」から「天兆園」（安威二丁目10-11）☎090・7365・9229に変更になります。問相談支援課☎655・2758

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、